

1 改定の趣旨等

(1) 計画の位置づけ

○本計画は、大規模な地震等に伴い発生する多量の廃棄物が災害復興の妨げ、公衆衛生維持の観点で重大な支障となることから、災害廃棄物処理の基本的な対応や処理体制等を定めるもの

(2) 改定の背景

○近年発生した災害（能登半島地震、西日本豪雨等）における災害廃棄物処理の課題等を踏まえ、対応すべき内容や手順を具体的に追加する等、より実効性がある計画に改定するもの（現計画：平成30年3月策定）

2 主な改定内容

区分	項目	課題(近年の災害を参考)	改正の概要
被害想定 の見直し	災害廃棄物発生量等の推計	・国が定める最新の「災害廃棄物発生量推計式」への対応	・災害の種類ごとに災害廃棄物の発生量を再推計
近年の災害 対応を踏まえた 見直し	初動対応の迅速化	・生活再建に向けて一斉に災害廃棄物が排出されるため、早めの仮置場開設が必要(特に水害時)	・早期の初動対応を可能とするため、地震・水害とも平時から復旧までの時系列ごとの処理の流れや対応すべき内容を追記
	広域支援体制の構築	・通常業務と災害対応が重なり、災害廃棄物処理に携わる市町村の人員が不足	・広域支援要請の流れ、市町村が受けられる支援内容(例)、受入時の準備内容等を整理し、追記
	代行処理(市町村→県)	・市町村による災害廃棄物処理が困難な場合、県が代行できるが、複雑な手続きが必要	・地方自治法に基づく市町村から県への災害廃棄物処理に係る事務委託の具体的手順を追記
	運搬の体制	・道路復旧が進まず、効率的な運搬が困難 ・処理施設が被災し、通常と異なる廃棄物の保管・運搬方法等の選択が必要	・災害廃棄物の運搬方法、運搬ルート、必要な車両等(鉄道、船舶を含む)を考慮した運搬計画の作成について追記
	損壊家屋の解体・撤去(公費解体)	・市町村の公費解体担当者が、不慣れた業務で処理に時間がかかり、多くの人手が必要	・公費解体の手順や補償コンサルタントへの委託事例、国庫補助金を活用する場合の補助金申請の事務フローを追記
その他	教育・訓練の実施	・災害時に円滑・迅速に対応できるように、協定締結団体との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要	・県・市町村・協定締結団体等が連携し、災害の種類や発生 の 時期等に応じた訓練(仮置場設置・運用、図上訓練等)の継続的な実施を追記

3 計画の概要

(1) 基本的事項

ア 処理の基本方針

- ① 公衆衛生の確保
- ② 広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行
- ③ 将来に禍根を残さない適切な処理
- ④ 処理にあたっての再資源化、減量化

イ 災害廃棄物処理の流れ

○時期区分に応じた的確に対応ができるよう整理

時期区分		時期区分に応じた対応内容		時間の目安
平時	災害予防	被害防止・被害軽減のための準備を行う時期		—
	プレ初動対応	災害の発生が予見できる場合(風水害等)の初動準備期間		—
発災後	災害 急対応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
		応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
		応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う時期)	～3か月程度
	復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)		～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる(最大規模を想定)

(2) 災害廃棄物の発生量・処理見込の推計

○想定する地震・水害のうち規模別の被害想定に応じた災害廃棄物の発生量及び処理見込を推計

想定ケース		災害廃棄物発生量 (最大)	最大発生時の処理見込
地震	最大想定 (最大震度7)	150万トン	・可燃物・がれき類等：県内で目標期間(3年)以内の処理が可能 ・不燃物：目標期間(3年)以内の処理に向けて、民間・県外施設を確保する
	1ランク下の想定 (震度6強)	12万トン	・圏域内で目標期間(2年)以内の処理が可能
	2ランク下の想定 (震度5強～6弱)	4千トン	・圏域内で目標期間(1年)以内の処理が可能
水害		15万トン	・圏域内で目標期間(1年)以内の処理が可能

※地震：鹿野・倉吉断層の発生量が最大 水害：千代川水系の発生量が最大

(3) 災害時の対応

ア 被害想定に応じた体制整備（※最大想定の場合）

- ・被災市町村の処理能力を超えた対応が見込まれることを踏まえ、県が市町村から災害廃棄物処理の事務を受託した場合に構築する処理体制等を整理

イ 広域支援体制の構築

- ・県内(市町村や協定締結団体※)及び県外との広域支援体制の考え方を整理
※協定締結団体：(一社)鳥取県産業資源循環協会、鳥取県環境整備事業協同組合、鳥取県清掃事業協同組合、鳥取県解体工事業協同組合、鳥取県リサイクル協同組合、山陰資源適正処理協議会

ウ 運搬の体制

- ・市町村は、処理施設や道路の被災状況等も踏まえた上で、災害廃棄物の運搬方法、運搬ルート、必要な車両等(鉄道、船舶を含む)を考慮した運搬計画を策定

エ 仮置場の設置・運営

- ・仮置場は災害の規模や確保可能な面積等に応じて臨機応変な設置が必要であり、仮置場の候補地選定の流れや留意点を整理
- ・仮置場の迅速な開設が生活再建に必須であること等を踏まえ、仮置場運営に必要な助言内容を整理

オ 損壊家屋の解体・撤去(公費解体)

- ・市町村が、公費による損壊家屋等の解体・撤去を実施する場合の手順、民間事業者への委託、支援制度等を整理

(4) 平時の備え

ア 教育・訓練の実施

- ・災害時に円滑に廃棄物処理の対応ができるよう、県・市町村・協定締結団体等が連携して、継続的に訓練や演習を行い、習熟を図るとともに、課題を洗い出し、その対策を講じる

イ 住民への啓発・広報

- ・災害廃棄物処理を適正・円滑に進めるためには住民理解が重要であるため、仮置場の設置や災害廃棄物の適切な排出・分別方法等に関し、平時から住民に対し啓発・広報を行う

(5) 計画の推進・見直し

定期的な訓練や実際の災害対応を通して、より実効性がある計画にするため、適宜必要な見直しを行う